

事務連絡
令和3年3月30日

介護予防訪問介護サービス事業所
介護予防通所介護サービス事業所
地域包括支援センター } 管理者様

富山市福祉保健部介護保険課

富山市介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について

日頃より、本市の介護保険行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和3年4月1日からの単価の改定については以下のとおりです。

1. 見直しの主な内容

- ① 国が定めるサービス単価の見直しに伴う基本単価の改定
※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末まで基本単価の0.1%上乘せあり
- ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止（1年間の経過措置期間有り）
- ③ 委託連携加算の新設（介護予防ケアマネジメント）

2. 見直し後の主な単位

別紙のとおり

3. 改定時期

令和3年4月1日

4. その他

今般の改定に伴う、4月以降の「サービスコード表」、「総合事業単位数表マスタ」については4月中旬頃に富山市HPに掲載予定ですので、ご了承ください。

【担当】 介護保険課 TEL：443-2193（直通）

別紙

(1) 介護予防訪問介護サービス

訪問型サービス費（独自）Ⅰ 事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 1 回程度）	1,176 単位（1 月につき）
訪問型サービス費（独自）Ⅱ 事業対象者・要支援 1・要支援 2（週 2 回程度）	2,349 単位（1 月につき）
訪問型サービス費（独自）Ⅲ 要支援 2（週 2 回を超える程度）	3,727 単位（1 月につき）

(2) 介護予防通所介護サービス

通所型サービス費（独自） 事業対象者・要支援 1（週 1 回程度）	1,672 単位（1 月につき）
通所型サービス費（独自） 要支援 2（週 2 回程度）	3,428 単位（1 月につき）

(3) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント A （原則的なケアマネジメント） 事業対象者・要支援 1・要支援 2	438 単位（1 月につき）
介護予防ケアマネジメント B （簡略化したケアマネジメント） 事業対象者・要支援 1・要支援 2	354 単位（1 月につき）
介護予防ケアマネジメント C （初回のみ）のケアマネジメント 事業対象者・要支援 1・要支援 2	438 単位（1 月につき）
委託連携加算	300 単位（1 月につき）